

養老町第二回臨時会会議録

平成二十七年第二回養老町議会の臨時会を養老町議会議事堂に召集されたので会議を開いた。
その次第は次のとおりである。

○議事日程 (平成二十七年三月二十六日第一日)

日程第一 会議録署名議員の指名

日程第二 会期の決定

日程第三 諸般の報告

日程第四 議案第三十七号 養老町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 松永民夫
○出席議員

九番	八番	七番	六番	五番	四番	三番	二番
松永民夫	田中敏弘	野村永一	早崎百合子	吉田太郎	三田正敏	大橋三男	長澤龍夫

○地方自治法第二百二十一条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

○欠席議員	十三番	十一番	十番
なし	水谷久美子	中村辰夫	皆川雅子
○欠員	二名		

町長	大橋孝
副町長	西脇正博
教育委員長兼 教育委員会事務局長	並河清次
総務部長	問山孝通
総務部参事兼 総務課長	田中信行
総務課長	田中隆
企画政策課長	渡邊章博
総務部税務課長	日比重喜
住民福祉部長	佐藤嘉但
住民福祉課長	野村博治
健康福祉課長	野村博治
住民福祉部	佐藤昌子
生活環境課長	佐藤昌子
産業建設部長	柏淵裕昭

産業建設部参事兼 農林振興課長	川地豊己
産業建設部 商工観光課長	山中秀樹
産業建設部 建設課長	伊藤博文
産業建設部 水道課主幹	桐山一則
会計管理者兼 會計課長	加藤敏博
教育委員兼 教育総務課長	松岡弘泰
教育委員兼 生涯学習課長	久保寺利明
教育委員兼 スポーツ振興課長	伊藤公一
消防長	堀田明男

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議会議務局長	西脇和信
議会議務局書記	稲川諭実彦

(開会時間 午後四時)

○議長(松永民夫君) こんにちは。

平成二十七年第二回養老町議会臨時会を開会するに当たり、議員並びに執行部各位には何かと御多用の中、御出席を賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いいたします。傍聴席の皆さんも御一緒にお願いします。

——「町民憲章」朗唱——

ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は、全員の出席であります。

なお、執行部におかれましては、高木水道課長にかわって桐山水道課主幹に出席をさせていただいております。

また、今臨時会開会中、報道機関に限り傍聴席より議場内の会議の状況について、取材のための写真撮影を許可いたしました。

ただいまから平成二十七年第二回養老町議会臨時会を開会し、本日の会議を開きます。

○議長(松永民夫君) 日程第一、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第二百二十七条の規定により、十一番 中村辰夫君、十三番 水谷久美子君を指名いたします。

○議長(松永民夫君) 次に、日程第二、会期の決定を議題とします。

ここで、三月二十三日、議会運営委員会が開催され、本臨時会の日程等について審査されました。

議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 田中敏弘君。

○議会運営委員長(田中敏弘君) 議長の命を受けまして、議会運営委員会の報告をいたします。

三月二十三日午後四時二十分より、委員及び正・副議長、並びに執行部の出席のもとに開会いたしました。

協議事項は、平成二十七年第二回臨時会の運営についてであり

ます。

まず、会期につきましては、本日の一日と決定しました。

議事日程につきましては、一、開会宣言、二、会議録署名議員の指名、三、会期の決定、本日の一日であります、四、諸般の報告、五、議案の提案説明、六、議案の審議、この順序で、議会運営を行うことに決定しました。

次に、審議する議案は、条例の制定についてが一件であります。審議方法につきましては、議事日程の日程第四、養老町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定については、上程後、提案説明を受け、今回に限り常任委員会での審査を省略し、ただちに、質疑、討論を経て採決することに決定しました。

これで、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（松永民夫君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

ただいまの議会運営委員会委員長報告のとおり、本臨時会の会期は本日の一日といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日の一日と決定いたしました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第三、諸般の報告を行います。

本日の日程については、お手元に配付してあるとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

ここで、町長の挨拶をお願いします。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） 皆さん、こんにちは。

議員各位におかれましては年度末の忙しい中、また何かとお忙しい中御出席を賜り誠にありがとうございます。

まずもってお詫びを申し上げます。

本来ならば先に開かれました平成二十七年第一回養老町議会定例会にて審議をいただくべき案件を、今回臨時議会という形で御審議をいただくことになってしまったことに対しまして、深くお詫びを申し上げます。

大変申しわけございませんでした。

原因といたしまして、先の第三次地方分権一括法の成立に伴い、介護保険法の一部が改正されたことによりまして、平成二十七年三月末までに前回提出をさせていただきました養老町地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例とあわせ持つて今回上程をさせていただきました条例の制定を提案させていただきましたければならなかったところ、担当職員が通達を見落としたことや組織内のチェック体制が不十分であったため、改めて今回提出をさせていただくものでございます。提出しないままの状態ですと四月からは法令違反状態となってしまうので、急遽、臨時会を招集させていただきました。今回の条例の制定について御審議をいただくこととなりました。今後は担当職員のみならず、複数の部署で二重、三重のチェックをし、近隣の自治体や県との情報交換を密にして同じ過ちを繰り返さないような体制作りをして参りたいと考えております。御理解を賜りますようお願い申し上げます。

本日はよろしくお願いいたします。

○議長（松永民夫君） 町長の挨拶が終わりました。

○議長（松永民夫君） それでは、日程第四、議案第三十七号 養

老町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第三十七号について、御説明をさせていただきます。

議案第三十七号 養老町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について。

養老町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を別紙のように定めるものとする。平成二十七年三月二十六日提出。

制定の趣旨でございます。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十五年法律第四十四号、第三次地方分権一括法）の施行に伴い、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の一部が改正されました。これにより、今まで厚生労働省令等により全国一律に定められていた「地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準」と「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」についても、平成二十七年四月までに厚生

労働省令に定める基準に従い、市町村が条例で定めることとなったため本条例を制定するものであります。

それでは、本条例案の内容について、条を追って説明を申し上げます。

本条例は、第一章から第五章の構成になっております。

第一章、総則は、第一条から第三条の構成でございます。

まず、第一条におきましては、この条例における趣旨を、第二条では、基本方針を、第三条では、事業者の資格について規定しております。

第二章、人員に関する基準は、第四条、第五条で構成しております。

第四条では、従業者の員数を、第五条では、管理者の基準を規定しております。

第三章、運営に関する基準は、第六条から第三十条の構成です。第六条では、事業者が指定介護予防支援を提供するに当たっての内容及び手続の説明及び同意に関する基準を、第七条では、事業者は、正当な理由なく指定介護予防支援の提供を拒んではならない旨を、第八条では、事業者が、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防支援を提供することが困難であると認めた場合の対応について、第九条では、事業者が、指定介護予防支援の事業の提供を求められた場合に、確認すべき内容について、第十条では、事業者による、利用申込者の要支援認定の申請に関する援助について、第十一条では、事業所の担当職員の身分を証する書類の携行と、提示を求められた場合の対応等を、第十二条では、事業者が利用者から支払いを受ける利用料について、第十三条では、事業者が利用者に対して交付する指定介護予防支援提供証明書について、第十四条では、事業者が指定介護予防支援の一部を委託す

る場合の遵守事項を、第十五条では、事業者が、毎月町に対して行うべき法定代理受領サービス等の報告について、第十六条では、利用者から事業者へ申出があった場合には、事業者は当該利用者に対し、直近の介護予防サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない旨を、第十七条では、利用者に不正等があった場合の町への通知義務について、第十八条では、事業所の管理者の義務について、第十九条では、事業者が定めなければならない運営規程の事項について、第二十条では、事業所ごとに担当職員等の勤務体制を定めなければならないこと等を、第二十一条では、事業所の設備及び備品等について、第二十二条では、従業者の健康等の管理を行わなければならない旨を、第二十三条では、重要事項の揭示の義務を、第二十四条では、事業所の担当職員その他の従業者の秘密保持に関する責務及び事業者が秘密保持に関する措置を講じなければならない旨を、第二十五条では、事業所について広告をする場合の内容について、第二十六条では、事業者及びその従業者による介護予防サービス事業者等からの利益收受の禁止等を、第二十七条では、事業者の支援等に係る苦情に対する対応について、第二十八条では、事業者の事故発生時の対応及び支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合の賠償義務を、第二十九条では、指定介護予防支援事業所ごとの会計の区分について、第三十条では、事業者が整備、保存しなければならない記録について、それぞれ規定しております。

第四章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、第三十一条から第三十三条の構成でございます。

第三十一条では、指定介護予防支援の基本取扱方針について、第三十二条では、指定介護予防支援の具体的な取扱方針について、第三十三条では、介護予防支援の提供に当たっての留意点について

て規定するものです。

第五章 基準該当介護予防支援に関する基準の第三十四条では、第二条及び第二章から第四章までの規定について、基準該当介護予防支援の事業について準用する旨を定めています。

この条例は、平成二十七年四月一日から施行するものであります。

以上で、議案第三十七号 養老町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についての提案説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 二条と十二条でお尋ねしたいと思えます。

まず第二条ですけれども、当該事業の利用者が可能な限りその居宅にとりたわれているわけですが、この可能な限りの定義というのは、要綱なり準則なりでうたわれているものなのか、可能な限りに対するどういうふうにか考えているのかお尋ねいたします。

それから、第十二条の関係ですが、当然、介護報酬単価があるわけで、ここに予防サービス計画との額に不合理な差額が生じないようにしなければならぬというたわれておりますが、具体的にどういうことを指すのか。

この二点についてお尋ねします。

○議長（松永民夫君） 野村健康福祉課長、答弁。

○住民福祉部健康福祉課長（野村博治君） 失礼します。

ただいまの水谷議員の御質問でございますが、まず二条関係でございます。可能な限りという規定でございますが、これにつきましては利用者の方が可能な限り近いということで町内の事業所が一番良いわけでございますが、それは地理的な条件でございます。これは必ずしも町内の事業所ではなく、全国の事業所でも全国統一の制度でございますので、委託契約が完了していれば町外の事業所でも町内の事業所でも業務の遂行は可能だというふうに考えておりますが、通常ですと地理的条件で町内の事業所が優先される場合が多いかと思っております。

それから、十二条の関係でございますが、不合理な差額が生じないようにしなければならぬという御質問でございますが、これにつきましては、想定しておりますのは、いわゆる給付制限等がかかって、償還払いあるいは代理受領という場合を想定しております。基本的には包括支援センターの事業所におきましては、ケアプランの作成については町内事業所へプランの作成業務を委託しております。

したがって、利用者の方に対しましては、その料金を徴収するということはございません。介護保険制度の中では、利用者は一割負担、保険者は九割負担というのは原則ではございますが、このケアプランの作成につきましては、包括支援センターと事業所とが契約しておりますので、全額、包括支援センターが払うということ、仮に償還払いで現金を払った場合でも、その分は当然、町と事業所とが契約している金額と同額になるべきであると。不法にそこに差額が生じてはならないということをとった条項であります。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案を、原案のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松永民夫君） 挙手全員です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（松永民夫君） お諮りします。

次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会閉会中も議会運営委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会運営委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長（松永民夫君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成二十七年第二回養老町議会臨時会を閉会します。

どうも御苦労さまでございました。

(閉会時間 午後四時二十分)

右、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するた
めここに署名する。

平成二十七年三月二十六日

議長 松 永 民 夫

議員 中 村 辰 夫

議員 水 谷 久 美 子